

自己資本の充実の状況（自己資本比率規制の第3の柱に基づく情報開示）

単体における事業年度の開示事項

■ (1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	平成25年度	経過措置による 不算入額	平成26年度	経過措置による 不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	14,491		16,119	
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,747		2,740	
うち、利益剰余金の額	11,878		13,517	
うち、外部流出予定額(△)	109		108	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 25		△ 30	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	768		756	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	768		756	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	744		673	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	16,004		17,549	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	-	100	22	90
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	-	100	22	90
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	-		22	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	16,004		17,526	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	175,154		186,565	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 4,321		△ 4,021	
うち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）	100		90	
うち、繰延税金資産	-		-	
うち、前払年金費用	-		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 6,075		△ 5,775	
うち、上記以外に該当するものの額	1,653		1,663	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	11,625		11,590	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	186,779		198,155	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	8.56%		8.84%	

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

2. 当金庫は「国内基準」を採用しております。

用語解説
(1)

《エクスポージャー》

「リスクにさらされている資産」のことで、貸出金や有価証券などの資産(オン・バランス)や、債務保証・派生商品取引などの与信取引(オフ・バランス)が該当します。

《リスク・アセット》

リスクを有する資産(貸出金や有価証券など)を、リスクの大きさに応じて掛目を乗じ、再評価した資産金額をいいます。

■ (2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、 所要自己資本の額の合計	175,154	7,006	186,565	7,462
①標準的手法が適用されるポート フォリオごとのエクスポージャー	179,475	7,179	190,580	7,623
現 金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	0	0	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	5	0	13	0
国際開発銀行向け	0	0	0	0
地方公共団体金融機構向け	-	-	7	0
我が国の政府関係機関向け	1,349	53	1,611	64
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種 金融商品取引業者向け	24,163	966	26,249	1,049
法人等向け	41,245	1,649	47,342	1,893
中小企業等向け及び個人向け	47,626	1,905	50,915	2,036
抵当権付住宅ローン	6,664	266	6,690	267
不動産取得等事業向け	21,562	862	20,273	810
三月以上延滞等	1,099	43	1,183	47
取立未済手形	21	0	16	0
信用保証協会等による保証付	937	37	853	34
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	3	0	3	0
出 資 等	3,680	147	3,873	154
出資等のエクスポージャー	-	-	-	-
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上 記 以 外	31,116	1,244	31,544	1,261
他の金融機関等の対象資本 調達手段のうち対象普通出 資等に該当するもの以外の ものに係るエクスポージャー	10,125	405	10,125	405
信用金庫連合会の対象普通出 資等であってコア資本に係る調 整項目の額に算入されなかつ た部分に係るエクスポージャー	1,390	55	1,390	55
特定項目のうち調整項 目に算入されない部分 に係るエクスポージャー	51	2	-	-
上記以外のエクスポージャー	-	-	-	-
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化(オリジネーター)	-	-	-	-
証券化(オリジネーター以外)	-	-	-	-
③複数の資産を裏付とする資産 (所謂ファンド)のうち、個々 の資産の把握が困難な資産	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセッ トの額に算入されるものの額	1,753	70	1,753	70
⑤他の金融機関等の対象資本調達 手段に係るエクスポージャーに係 る経過措置によりリスク・アセッ トの額に算入されなかったものの額	△ 6,075	△ 243	△ 5,775	△ 231
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	6	0
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相 当額を8%で除して得た額	11,625	465	11,590	463
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	186,779	7,471	198,155	7,926

- (注) 1. 所要自己資本額=リスク・アセット×4%
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであり、
3. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
4. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

※平成27年3月31日の普通出資金の額・配当率につきましては、
31ページを参照願います。

【自己資本調達手段・自己資本の充実度に関する評価方法の概要について】

当金庫の自己資本は、会員の皆さまを出資者とする普通出資金と、毎年の利益から積み立てている内部留保（積立金など）と、一般貸倒引当金等から構成されています。

平成27年3月期における当金庫の自己資本額は175億円、自己資本比率は8.84%で、国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。

今後とも、より多くのお客さまにお取り引きいただきますとともに、単年度及び中期的な収支計画に基づく業務運営により、適正な期間収益をあげ、内部留保することにより、自己資本の充実を図ってまいります。

用語解説(2)

《所要自己資本額》

各々のリスク・アセット×4%
(自己資本比率規制における国内基準)

《抵当権付住宅ローン》

住宅ローンの中で、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指します。

《不動産取得等事業者》

不動産の取得又は運用を目的とした事業者を指します。

《証券化エクスポージャー》

金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産のことであり、

《オペレーショナル・リスク》

金庫の業務上において不適切な処理等(事務リスク、システムリスク、風評リスク等)で生じる事象により損失を被るリスクのことをいいます。

■ (3) オペレーショナル・リスクに関する事項

① 【オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称】

当金庫は、「基礎的手法」に基づき計測しております。

② 【オペレーショナル・リスク相当額の計算方法及び算出結果】

〈オペレーショナル・リスク相当額計算式〉

$$\frac{\text{粗利益(直近3か年のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3か年のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

平成26年度決算における当金庫オペレーショナル・リスクは、以下のようになりました。

○直近3か年の粗利益

(単位：千円)

直近3か年粗利益計	平成26年度	平成25年度	平成24年度
18,544,183	6,276,401	6,164,385	6,103,396

○オペレーショナル・リスク

(オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額)

$$\frac{18,544 \text{百万円} \times 15\%}{3} \div 8\% = 11,590 \text{百万円}$$

③ 【オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続きの概要】

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであります。

当金庫はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、その他オペレーショナル・リスク(法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク)の各リスクを含む幅広いリスクと捉え、「オペレーショナル・リスク管理方針」及び「オペレーショナル・リスク管理規程」を踏まえ、組織体制や管理方法に関する規程をそれぞれのリスクについて定め、リスクを認識し評価するとともに、リスク顕在化の未然防止、及び発生時の影響度の極小化に努めております。

事務リスクについては、「事務取扱要領」を整備し、これに基づく事務を励行することはもちろん、事務指導や研修体制の強化や牽制機能としての事務検証等にも取り組み、事務水準の向上に努めております。

システムリスクについては、「システムリスク管理規程」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、システム監査等の実施により安定した業務遂行ができるよう、多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。

その他のリスクについても、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及び情報セキュリティ体制の整備、さらには金融商品販売における説明態勢の整備など、顧客保護の観点に基づいた管理態勢の整備に努めております。

なお、これらのオペレーショナル・リスクに関しては、リスク管理委員会において定期的に協議・検討が行われるとともに、必要に応じて理事会・常勤理事会に報告されております。

用語解説(3)

《基礎的手法》

オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つです。

《事務リスク》

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故や不正等を起こすことにより、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

《システムリスク》

コンピュータシステムの障害または誤作動、システムの不備等に伴い当金庫が損失を被るリスク、さらにコンピュータシステムが不正に使用されることにより当金庫が損失を被るリスクをいいます。

《法務リスク》

金庫経営、金庫取引等に係る法令・金庫内規程等に違反する行為並びにその恐れのある行為が発生することで、当金庫の信用が失墜し損失を被るリスクをいいます。

《人的リスク》

金庫経営における人事運営上の不公平・不公正やセクシャルハラスメント等の差別的な行為が発生することで、当金庫の信用が失墜し損失を被るリスクをいいます。

《有形資産リスク》

地震・台風・落雷等自然災害の発生や、強盗事件・火災等の発現によって、当金庫が損失を被るリスクをいいます。

《風評リスク》

当金庫の資産の健全性や収益力、自己資本等のリスク耐久力、規模、成長性、利便性など当金庫の風評を形成する内容が劣化し、お客さまからみて当金庫への安心度、親密度が損なわれることにより、当金庫の風評が低下するリスクをいいます。

■ (4) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高											三月以上延滞 エクスポージャー	
	エクスポージャー区分		貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		株式等その他				
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	
国 内	432,476	456,985	216,012	225,325	96,779	100,008	-	-	119,684	131,651	5,275	4,305	
国 外	1,385	1,410	-	-	1,385	1,387	-	22	-	-	-	-	
地域別合計	433,862	458,395	216,012	225,325	98,165	101,396	-	22	119,684	131,651	5,275	4,305	
製造業	9,838	9,589	5,488	4,855	3,112	3,210	-	-	1,237	1,524	133	130	
農業、林業	41	104	41	104	-	-	-	-	-	-	12	10	
漁業	39	23	39	23	-	-	-	-	-	-	9	9	
鉱業、採石業、砂利採取業	127	141	127	141	-	-	-	-	-	-	-	-	
建設業	18,569	19,894	17,940	19,295	599	499	-	-	30	100	811	737	
電気、ガス、熱供給、水道業	4,434	5,402	-	186	4,421	5,216	-	-	12	-	-	-	
情報通信業	1,594	1,662	155	139	1,298	1,398	-	-	141	124	-	3	
運輸業、郵便業	12,757	14,640	3,101	3,702	9,571	10,869	-	-	84	68	-	-	
卸売業、小売業	17,096	15,966	15,230	14,037	1,714	1,712	-	-	150	216	1,700	1,180	
金融業、保険業	128,570	139,151	4,259	4,219	19,663	18,263	-	-	104,647	116,668	15	12	
不動産業	61,011	66,681	55,863	59,837	5,116	6,815	-	-	32	28	973	1,031	
物品賃貸業	453	470	453	470	-	-	-	-	-	-	-	18	
学術研究、専門技術サービス業	478	516	478	516	-	-	-	-	-	-	2	17	
宿泊業	1,588	1,468	1,588	1,468	-	-	-	-	-	-	7	-	
飲食業	3,525	3,851	3,525	3,851	-	-	-	-	-	-	135	115	
生活関連サービス業、娯楽業	2,019	2,256	1,995	2,231	-	-	-	-	24	24	13	8	
教育、学習支援業	1,314	1,210	1,314	1,210	-	-	-	-	-	-	252	63	
医療、福祉	6,058	7,256	6,058	7,256	-	-	-	-	-	-	1	4	
その他のサービス	12,184	12,429	12,130	12,374	-	-	-	-	53	55	416	339	
国・地方公共団体等	75,207	78,662	25,385	28,923	49,465	49,401	-	-	356	338	-	-	
個人	59,870	59,525	59,870	59,525	-	-	-	-	-	-	790	620	
その他	17,084	17,493	970	960	3,202	4,009	-	22	12,911	12,500	-	-	
業種別合計	433,862	458,395	216,012	225,325	98,165	101,396	-	22	119,684	131,651	5,275	4,305	
1年以下	95,469	126,131	36,928	44,300	7,055	14,301	-	-	51,485	67,529	-	-	
1年超3年以下	102,592	82,115	39,203	35,704	31,578	20,511	-	-	31,810	25,900	-	-	
3年超5年以下	37,808	47,449	29,689	32,178	7,519	9,820	-	-	600	5,450	-	-	
5年超7年以下	41,728	47,549	18,142	17,184	4,585	14,365	-	-	19,000	16,000	-	-	
7年超10年以下	64,866	60,271	25,298	26,946	39,568	33,325	-	-	-	-	-	-	
10年超	47,399	49,678	40,657	41,929	6,599	7,592	-	-	142	156	-	-	
期間の定めのないもの	43,996	45,199	26,092	27,080	1,258	1,481	-	22	16,646	16,615	-	-	
残存期間別合計	433,862	458,395	216,012	225,325	98,165	101,396	-	22	119,684	131,651	5,275	4,305	

(注) 1. オフ・バランス取引には、デリバティブ取引を含みません。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことで、

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、証券化エクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

※信用リスクに関するエクスポージャーの期中平残につきましては、期末残高との乖離が小さく、当期のリスクポジションと乖離していないため記載しておりません。

① 【リスク管理の方針及び手続きの概要について】

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。

当金庫は、信用リスク管理方針に基づき「信用リスク管理規程」を制定し、信用リスクに関する基本認識及び管理体制等を明確にし、また、融資事務取扱規程には与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を定め、広く従業員に理解と遵守を促すとともに、信用リスク管理の徹底に取り組んでおります。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、信用格付制度を導入しておりますが、SDBの活用等による信用リスクの計量化に向けた体制整備を進めております。また、与信ポートフォリオ管理として同一業種・同一取引先等に対する与信集中の回避にも注力し、特に大口与信先については中間管理の徹底を図っております。

信用リスクの管理状況につきましては、定期的にリスク管理委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて経営陣に対し報告する態勢を整備しております。

② 【リスク・ウェイトの判定に使用する信用格付業者について】

信用格付業者は以下の5社を採用しております。なお、エクスポージャーの種類毎に信用格付業者の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・ジャパン株式会社
- ムーディーズSFジャパン株式会社
- スタンダード&アーズ・レーティング・ジャパン株式会社

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

※本開示は、45ページを参照願います。

用語解説
(4)

《デリバティブ取引》

有価証券や通貨等の金融資産(原資産)の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品(先物、先渡し、スワップ、オプション等)

《SDB》

信金中央金庫の「信用金庫の中小企業信用リスクデータベース」の略称です。

《リスク・ウェイト》

債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用います。

《信用格付業者》

金融機関がリスクを算出するにあたって用いることができる格付を付与する格付業者のことで、金融商品取引法に基づき、適格性の基準を満たした信用格付業者は、金融庁に登録されます。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位: 百万円)

	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残高		期中増減額		平成25年度 平成26年度	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度		
製造業	116	170	△9	53	-	-
農業、林業	6	-	6	△6	-	-
漁業	9	9	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	672	610	27	△62	2	5
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	0	-	△15	△0	-	-
卸売業、小売業	1,252	567	△129	△685	-	41
金融業、保険業	2	2	△2	0	-	-
不動産業	818	557	△70	△260	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-
学術研究・専門・技術サービス業	24	17	23	△6	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-
飲食業	149	114	83	△35	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	24	15	4	△8	-	-
教育、学習支援業	215	-	26	△215	-	-
医療、福祉	4	5	△3	0	-	-
その他のサービス	378	384	△9	5	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-
個人	533	486	57	△46	5	8
合計	4,207	2,941	△11	△1,266	8	55

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位: 百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分	エクスポージャーの額			
	平成25年度		平成26年度	
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし
0%	-	83,967	-	86,608
10%	-	35,442	-	35,729
20%	3,598	115,242	2,598	127,134
35%	1,378	18,050	1,416	18,108
50%	12,148	3,985	15,638	2,702
75%	4,771	63,664	5,980	67,153
100%	2,180	87,623	1,848	92,343
150%	6	404	5	1,047
250%	-	1,400	-	80
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	433,862		458,395	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■ (5) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位: 百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		2,286	2,213	7,079	8,249	-	-
① ソブリン向け		-	-	-	-	-	-
② 金融機関向け		-	-	-	-	-	-
③ 法人等向け		606	591	-	-	-	-
④ 中小企業等・個人向け		1,572	1,504	5,309	6,421	-	-
⑤ 抵当権付住宅ローン		4	2	1,663	1,662	-	-
⑥ 不動産取得等事業向け		66	85	-	-	-	-
⑦ 三月以上延滞等		1	0	27	18	-	-
⑧ その他		34	28	78	146	-	-

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

2. 「貸出金と自金庫預金の相殺」により信用リスクを削減した額は含めておりません。

3. 「ソブリン向け」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会等のことです。

当金庫では、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から与信審査を行っており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置付けと認識し、担保・保証に過度に依存しない信用審査の取り組みに徹しております。

なお、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解を頂いた上でご契約いただくなど適切な取り扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「融資事務取扱規程」及び「不動産担保事務取扱要領」等により、適切な事務取り扱い、及び適正な評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合がありますが、この場合においても当金庫が定める「信用金庫取引約定書」等により適切に取り扱っております。

信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、上場株式、保証として独立行政法人住宅金融支援機構、一般社団法人しんきん保証基金が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、独立行政法人住宅金融支援機構は政府関係機関保証と同様、一般社団法人しんきん保証基金は適格格付機関が付与している格付により判定しております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

用語解説
(5)

《信用リスク削減手法》

金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。ただし、パーゼル皿におけるリスク削減手法としては、告示で定める適格金融資産担保（現金・自金庫預金・国債等）、同保証（国・地方公共団体等）、自金庫預金と貸出金の相殺等をいいます。

《クレジット・デリバティブ》

社債や貸付債権の信用リスクを定量化し、スワップやオプションの形にした金融商品のことです。

■ (6) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	2
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(注)グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
① 派生商品取引合計	—	22	—	22
(i) 外国為替関連取引	—	22	—	22
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
② 長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	—	22	—	22

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
担保の種類別の額	該当ございません	該当ございません

(単位：百万円)

	プロテクションの購入		プロテクションの提供	
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額	該当ございません	該当ございません	該当ございません	該当ございません

(単位：百万円)

	平成25年度	平成26年度
信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額	該当ございません	該当ございません

【派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当金庫では、信託約款に基づいて投資信託会社へ委託している証券投資信託の一部について、委託会社が市場リスクの適切な管理を行うことを目的に派生商品取引を取り扱っている商品を保有しております。証券投資信託については、「余資運用基準」に定めている投資枠内での取り扱いとなっており、影響は限定的であります。

なお、長期決済期間取引は該当ございません。

■ (7) 証券化エクスポージャーに関する事項

① オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ございません。

② 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

イ. 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

該当ございません。

b. 再証券化エクスポージャー

該当ございません。

ロ. 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

該当ございません。

b. 再証券化エクスポージャー

該当ございません。

ハ. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

該当ございません。

ニ. 証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ございません。

【証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続きの概要について】

① リスク管理の方針及びリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。また、再証券化取引とは、証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである証券化取引をいい、再証券化エクスポージャーとはそのエクスポージャーをいいます。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当金庫は、投資家として証券化取引を行っております。

当金庫が保有する証券化エクスポージャーについては、信用リスク及び市場リスクが内包されておりますが、「余資運用基準」で定める保有限度枠内で取り扱うとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。また、再証券化エクスポージャーに該当する取引は含まれておりません。

② 自己資本比率告示第249条第4項第3号から第6号までに規定する体制の整備及びその運用状況の概要

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャー及びその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的又は適時に入手可能であることを、資金運用部門（経営企画部）において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスク及び構造上の特性等の分析を行い、リスク管理委員会の検証を受けたくうえで投資の可否を判断し、「余資運用基準で定める決裁権限」に基づき最終決定することとしております。

また、保有している証券化エクスポージャーについては、資金運用部門（経営企画部）において当該エクスポージャー及びその裏付資産に係る情報を証券会社等購入先から定期的にあるいは必要に応じて収集し、リスク管理委員会に報告のうえ同委員会が個別案件ごとに信用補完の十分性やスキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

③ 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引及び再証券化取引を用いておりません。

④ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出しております。

⑤ 信用金庫の子法人等（連結子法人等を除く。）のうち、当該信用金庫が行った証券化取引（信用金庫が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

当金庫は、オリジネーターとして証券化取引を取り扱っていないため、当金庫の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等は、当金庫が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しておりません。

⑥ 証券化取引に関する会計方針

証券化取引に関する金融資産及び金融負債の発生及び削減の認識、その評価及び会計処理については、企業会計基準委員会「金融商品に関する会計基準」等に準拠しており、時価を把握することが極めて困難と認められる場合を除き、市場価格及びこれに準じるものとして合理的に算出された価額（ブローカー又は情報ベンダーから入手する価額等）による評価を実施しております。

⑦ 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する信用格付業者の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する信用格付業者は、次の格付業者を採用しております。なお、投資の種類毎に信用格付業者の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)
- ムーディーズ・ジャパン株式会社
- ムーディーズSFジャパン株式会社
- スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社

■ (8) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	4,320	4,320	4,561	4,561
非上場株式等	1,266	1,266	1,279	1,279
合計	5,586	5,586	5,840	5,840

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上場株式等には、「上場株式」、「株式関連投資信託」、「上場優先出資証券」が含まれております。
 3. 非上場株式には、「時価のない株式」、「その他資産等に出資として計上されている非上場の出資」が含まれております。
 なお、これらについても貸借対照表計上額は「取得原価」で表示しております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

			平成25年度	平成26年度
売	却	益	196	940
売	却	損	40	6
償	却		—	—

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

			平成25年度	平成26年度
評価	損	益	601	932

二. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

			平成25年度	平成26年度
評価	損	益	—	—

【出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続きの概要について】

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社株式、政策投資株式、その他資産勘定に計上している出資、上場優先出資証券、株式関連投資信託が該当します。

このうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、時価評価及び株価等変動幅(日経平均株価の10%変動した場合の変動幅)によるリスク計測によって把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、設定されたリスク限度枠、損失限度枠の遵守状況を、定期的にリスク管理委員会及び常勤理事会等へ報告するなど、適切なリスク管理に努めております。

また、株式関連商品への投資は、有価証券に係る投資方針及び余資運用基準の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。

なお、取引にあたっては、当金庫が定める「市場リスク管理規程」や「余資運用基準」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社株式、政策投資株式、及びその他資産勘定に計上している出資に関しては、個別取引毎に信用リスク、流動性リスクを勘案のうえ方針を決定しており、適正な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

■ (9) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

運用勘定	金利リスク量		調達勘定	金利リスク量	
	平成25年度	平成26年度		平成25年度	平成26年度
貸出金	469	470	定期性預金	143	103
有価証券等	884	815	要求払預金	273	265
預け金	279	240	その他	10	3
コールローン等	-	-	調達勘定計 (b)	428	373
その他	2	4			
運用勘定計 (a)	1,636	1,531			

銀行勘定の金利リスク量 [(a) - (b)] (c)	平成25年度	平成26年度
	1,208	1,158

- (注) 1. 銀行勘定における金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、預金等)が、金利ショックにより発生するリスク量を見るものです。当金庫では、金利ショックを99パーセンタイル値又は1パーセンタイル値に受ける金利リスク量として銀行勘定の金利リスクを算出しております。
2. 要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義しております。当金庫では、普通預金等の額の50%相当額を5年以内の期間に均等に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しております。
3. 銀行勘定の金利リスク量(c) = 運用勘定の金利リスク量(a) - 調達勘定の金利リスク量(b)

① 【リスク管理の方針及び手続きの概要】

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響を指しますが、当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品等の導入による影響などを定期的に計測し、ALM委員会やリスク管理委員会で協議検討をするとともに、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

なお、平成26年度末のアウトライヤー比率は6.61%となりました。

② 【内部管理上使用した銀行勘定の金利リスクの算定手法の概要について】

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

i. 計測手法	「GPS計算方式」
ii. コア預金	対象：流動性預金全般(当座、普通、貯蓄等) 算定方法：①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現在残高から差引いた残高、③現残高の50%相当額、のうち最小の額を上限とします。 なお、26年度末は、③の現残高の50%相当額(103,986百万円)が最小となりました。 満期：5年以内(平均2.5年とする)
iii. 金利感応資産・負債	預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
iv. 金利ショック幅	99パーセンタイル値又は1パーセンタイル値
v. リスク計測の頻度	原則四半期(必要に応じ都度)

用語解説
(6)

《金利ショック》
金利の変化(衝撃)。

《パーセンタイル値》
金利ショック算出に用いる金利変化の計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値。99パーセンタイル値は99パーセント目の値。

《GPS》
Grid Point Sensitivity(グリット・ポイント・センシティブティ)
金利リスク指標の1つで、一定期間毎の金利が1ベース・ポイント(0.01%)変化した場合における現在価値の変化額を表します。